

国立大学法人東京農工大学日額旅費細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学日額旅費細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考												
<p>本則</p> <p>(日額旅費の支給地域額及び支給額等)</p> <p>第3条 日額旅費の支給対象地域及び支給額は、別表の定額による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公共交通機関を利用して次の各号の旅行をする場合については、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>府中キャンパスと小金井キャンパス間を旅行する場合 680 円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>府中キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に旅行する場合 1,240 円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>小金井キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に旅行する場合 1,080 円</u></p> <p>(新設)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表</p> <p>1 基点が府中キャンパス</p> <table border="1" data-bbox="176 1321 1010 1441"> <thead> <tr> <th>市区町村</th> <th>定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都：府中市</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>東京都：小金井市、国分寺市、国立市、立川市、日野市、</td> <td>800 円</td> </tr> </tbody> </table>	市区町村	定額	東京都：府中市	500 円	東京都：小金井市、国分寺市、国立市、立川市、日野市、	800 円	<p>本則</p> <p>(日額旅費の支給地域額及び支給額等)</p> <p>第3条 日額旅費の支給対象地域及び支給額は、別表の定額による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公共交通機関を利用して次の各号の旅行をする場合については、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>府中キャンパスと小金井キャンパス間を現金で切符を購入して旅行する場合 720 円</u></p> <p>(2) <u>府中キャンパスと小金井キャンパス間を IC カードを利用して旅行する場合 698 円</u></p> <p>(3) <u>府中キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に現金で切符を購入して旅行する場合 1,300 円</u></p> <p>(4) <u>府中キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に IC カードを利用して旅行する場合 1,276 円</u></p> <p>(5) <u>小金井キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に現金で切符を購入して旅行する場合 1,120 円</u></p> <p>(6) <u>小金井キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に IC カードを利用して旅行する場合 1,106 円</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表</p> <p>1 基点が府中キャンパス</p> <table border="1" data-bbox="1072 1321 1906 1441"> <thead> <tr> <th>市区町村</th> <th>定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都：国分寺市</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td>東京都：府中市、国立市、小平市、武蔵野市、調布市</td> <td>700 円</td> </tr> </tbody> </table>	市区町村	定額	東京都：国分寺市	600 円	東京都：府中市、国立市、小平市、武蔵野市、調布市	700 円	
市区町村	定額													
東京都：府中市	500 円													
東京都：小金井市、国分寺市、国立市、立川市、日野市、	800 円													
市区町村	定額													
東京都：国分寺市	600 円													
東京都：府中市、国立市、小平市、武蔵野市、調布市	700 円													

小平市、東村山市、三鷹市、武蔵野市、調布市 埼玉県：所沢市		東京都：小金井市、三鷹市、日野市、東村山市、稲城市、昭島市	800 円
東京都：多摩市、稲城市、昭島市、西東京市、清瀬市、東久留米市、新宿区、渋谷区 埼玉県：狭山市、入間市、三芳町	1,000 円	東京都：杉並区、立川市、多摩市、西東京市、清瀬市、福生市 埼玉県：所沢市	900 円
東京都：八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、瑞穂町、武蔵村山市、東大和市、狛江市、杉並区、中野区、目黒区 埼玉県：新座市	1,200 円	東京都：練馬区、八王子市、東久留米市、東大和市 埼玉県：狭山市	1,000 円
東京都：青梅市、日の出町、世田谷区、豊島区、文京区、千代田区、台東区、荒川区、練馬区、品川区、港区 埼玉県：朝霞市	1,400 円	東京都：渋谷区、世田谷区、中野区、あきる野市、羽村市 埼玉県：入間市	1,100 円
東京都：桧原村、町田市、板橋区、中央区、北区、墨田区、江東区、大田区 埼玉県：和光市、志木市、ふじみ野市、富士見市、蕨市 神奈川県：川崎市	1,600 円	東京都：新宿区、目黒区 埼玉県：新座市	1,200 円
東京都：足立区、江戸川区 埼玉県：飯能市、戸田市、川口市 千葉県：市川市 神奈川県：座間市、大和市、綾瀬市、海老名市、厚木市	1,800 円	東京都：武蔵村山市、狛江市、青梅市、町田市、瑞穂町 埼玉県：朝霞市、飯能市 神奈川県：川崎市	1,300 円
東京都：奥多摩町、葛飾区 埼玉県：日高市、さいたま市、越谷市、鶴ヶ島市、坂戸市、鳩山町 千葉県：浦安市 神奈川県：藤沢市、伊勢原市	2,000 円	東京都：千代田区、港区、品川区、豊島区、北区 埼玉県：戸田市 神奈川県：相模原市	1,400 円
埼玉県：鳩ヶ谷市、草加市、蓮田市、東松山市、滑川町、毛呂山町、伊奈町、八潮市、吉川市、松伏町 千葉県：船橋市、習志野市、松戸市 神奈川県：相模原市、秦野市	2,200 円	東京都：中央区、文京区、板橋区 埼玉県：ふじみ野市、富士見市、川口市、日高市、鶴ヶ島市	1,500 円
埼玉県：春日部市、白岡町、桶川市、上尾市、吉見町、嵐山町、越生町、三郷市 千葉県：野田市、流山市、柏市	2,400 円	東京都：台東区 埼玉県：和光市、蕨市、坂戸市、川越市、横瀬町 神奈川県：大和市	1,600 円
埼玉県：川越市、川島町、秩父市、横瀬町、ときがわ町、行田市、鴻巣市、北本市、久喜市、幸手市、宮代町、杉戸	2,600 円	東京都：荒川区、江東区、江戸川区、日の出町、奥多摩町 埼玉県：志木市、さいたま市、東松山市 千葉県：浦安市 神奈川県：座間市、厚木市	1,700 円
		東京都：大田区、墨田区、葛飾区 埼玉県：毛呂山町、越生町 千葉県：市川市 神奈川県：綾瀬市、伊勢原市	1,800 円
		東京都：足立区 埼玉県：越谷市 神奈川県：海老名市、藤沢市	1,900 円
		東京都：檜原村 埼玉県：吉川市、上尾市、嵐山町、三芳町、川島町	2,000 円

町	
千葉県：千葉市、我孫子市、鎌ヶ谷市	
神奈川県：横浜市、逗子市、鎌倉市、茅ヶ崎市、平塚市、寒川町	
埼玉県：小川町	2,800 円
神奈川県：葉山町	
神奈川県：横須賀市、三浦市	3,000 円

神奈川県：横浜市、秦野市、寒川町	
埼玉県：草加市、蓮田市、桶川市、滑川町	2,100 円
神奈川県：茅ヶ崎市	
埼玉県：春日部市、白岡市、三郷市、秩父市、ときがわ町、鳩山町、伊奈町、小川町	2,200 円
千葉県：松戸市	
埼玉県：八潮市、杉戸町、吉見町、宮代町	
千葉県：習志野市	2,300 円
神奈川県：鎌倉市、平塚市	
埼玉県：北本市、幸手市	
千葉県：野田市	2,400 円
埼玉県：鴻巣市	
千葉県：流山市、柏市	2,500 円
神奈川県：逗子市	
埼玉県：久喜市	
千葉県：船橋市、鎌ヶ谷市	2,600 円
神奈川県：横須賀市	
埼玉県：松伏町	
千葉県：千葉市、我孫子市	2,700 円
神奈川県：三浦市、葉山町	3,000 円
埼玉県：行田市	3,300 円

2 基点が小金井キャンパス

市区町村	定額
東京都：小金井市、府中市、国分寺市、国立市、立川市、日野市、稲城市、三鷹市、武蔵野市、杉並区、中野区、	500 円
東京都：調布市、昭島市、清瀬市、福生市、羽村市、小平市、東村山市、東大和市、板橋区、豊島区、新宿区、渋谷区、目黒区	800 円
埼玉県：朝霞市、新座市	
東京都：八王子市、あきる野市、瑞穂町、武蔵村山市、多摩市、狛江市、	1,000 円
西東京市、東久留米市、世田谷区、練馬区、品川区、港区、中央区、千代田区、文京区、台東区、墨田区、北区	
埼玉県：所沢市、狭山市、入間市、川口市、三芳町	
神奈川県：川崎市	

2 基点が小金井キャンパス

市区町村	定額
東京都：武蔵野市	300 円
東京都：小金井市、国分寺市、国立市、三鷹市	400 円
東京都：杉並区、日野市、稲城市、昭島市、東村山市	600 円
東京都：新宿区、中野区、府中市、立川市、調布市、小平市、福生市	700 円
埼玉県：所沢市	
東京都：渋谷区、西東京市、あきる野市、清瀬市、羽村市、東大和市、東久留米市	800 円
東京都：千代田区、世田谷区、練馬区、狛江市	900 円
埼玉県：朝霞市、狭山市、入間市	
東京都：中央区、港区、文京区、品川区、目黒区、台東	1,000 円

東京都：青梅市、日の出町、荒川区、江東区 埼玉県：和光市、志木市、ふじみ野市、富士見市、戸田市、蕨市	1,200円	区、板橋区、豊島区、北区、八王子市、武蔵村山市、多摩市、町田市、青梅市、瑞穂町 埼玉県：新座市 神奈川県：川崎市	
東京都：町田市、桧原村、足立区、葛飾区、江戸川区、大田区 埼玉県：飯能市、さいたま市、川越市 千葉県：市川市	1,400円	東京都：荒川区 埼玉県：和光市、戸田市	1,100円
東京都：奥多摩町 埼玉県：日高市、越谷市 千葉県：浦安市、松戸市 神奈川県：相模原市、座間市、大和市	1,600円	東京都：葛飾区、江戸川区 埼玉県：川口市、富士見市、ふじみ野市、飯能市 千葉県：市川市 神奈川県：相模原市	1,200円
神奈川県：綾瀬市、海老名市、厚木市 埼玉県：越生町、毛呂山町、鶴ヶ島市、坂戸市、東松山市、川島町、蓮田市、吉川市 千葉県：船橋市	1,800円	東京都：大田区、墨田区、江東区 埼玉県：志木市、蕨市 千葉県：浦安市	1,300円
神奈川県：伊勢原市、秦野市 埼玉県：鳩山町、鳩ヶ谷市、草加市、八潮市、伊奈町、松伏町 千葉県：流山市、柏市、我孫子市、習志野市	2,000円	東京都：日の出町 埼玉県：さいたま市、日高市 神奈川県：大和市、厚木市	1,400円
神奈川県：寒川町 埼玉県：小川町、横瀬町、ときがわ町、春日部市、白岡町、桶川市、上尾市、鴻巣市、北本市、久喜市、幸手市、宮代町、杉戸町、吉見町、滑川町、嵐山町、三郷市 千葉県：千葉市、鎌ヶ谷市	2,200円	東京都：足立区、奥多摩町 埼玉県：川越市、鶴ヶ島市 神奈川県：横浜市、座間市、伊勢原市	1,500円
埼玉県：秩父市、行田市 神奈川県：横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市	2,400円	埼玉県：越谷市、坂戸市、三芳町、横瀬町 千葉県：松戸市 神奈川県：秦野市	1,600円
神奈川県：逗子市 千葉県：野田市	2,600円	埼玉県：東松山市、吉川市、草加市、上尾市、越生町、毛呂山町 神奈川県：海老名市	1,700円
神奈川県：横須賀市、三浦市、葉山町	2,800円	東京都：檜原村 神奈川県：藤沢市、綾瀬市	1,800円
		埼玉県：春日部市、蓮田市、八潮市、三郷市、川島町 千葉県：習志野市	1,900円
		埼玉県：白岡市、桶川市、北本市、伊奈町、滑川町、嵐山町、ときがわ町 千葉県：流山市 神奈川県：寒川町	2,000円
		埼玉県：宮代町、杉戸町 千葉県：船橋市、柏市 神奈川県：鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市	2,100円

別紙様式 日額旅費請求書 [別紙参照]	埼玉県：鴻巣市、久喜市、幸手市、鳩山町、小川町 千葉県：我孫子市、野田市 神奈川県：横須賀市	2,200 円	
	埼玉県：吉見町 千葉県：千葉市、鎌ヶ谷市 神奈川県：平塚市	2,300 円	
	神奈川県：葉山町	2,500 円	
	神奈川県：三浦市	2,600 円	
	埼玉県：松伏町	2,700 円	
	埼玉県：秩父市	2,800 円	
	埼玉県：行田市	3,100 円	
	別紙様式 日額旅費請求書 [別紙参照]		

附 則（細則第 7 号）

この細則は、平成 26 年 4 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

